

ごぞんじですか？ 2009年著作権法改正について

1. 改正の概要

2009年6月に著作権法が改正され、2010年1月1日より施行された。文化庁によれば、今回の改正は次の3本の柱からなる¹⁾。

- (1) インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置
- (2) 違法な著作物の流通抑止のための措置
- (3) 障害者の情報利用の機会の確保のための措置

それぞれの概要と専門図書館に与える影響について以下に解説する。なお以下で「権利制限」とは著作権者の権利を制限するという意味であり、利用者からみれば許諾なしに使用できる範囲が広がることを意味している。

1.1 インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

これらには次の項目が含まれる。

- (1) インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等に係る権利制限(第47条の六など)

Google等の検索エンジンではWebページを複製して一時的に保存し、さらにそれから検索のための索引を作成する。この行為については米国においてはいわゆる公正使用(フェアユース)によって無許諾で可能であったが、これまでのわが国の著作権法では許諾が必要であり、実質的に検索エンジンの運用は不可能であった。今回の改正によりこのような複製が許諾なしに可能となり、検索エンジンの開発・運用が可能となった。

- (2) 権利者不明の場合の利用の円滑化(第67条の二)

著作物の使用許諾を得ようとしても、その著作権者が見つからない場合、これまでも文化庁によ

る裁定制度により利用が可能であった。今回の改正により、対象が「著作隣接権者(演奏家などの実演者、レコード会社、放送事業者など)」に広げられたことと、担保金の供託により、裁定処分がおこなわれる前でも利用が可能となった。また権利者を見つけるための「相当な努力」についても政令である程度明確化された(第67条第1項)。しかし、大幅な円滑化とはいえ、図書館などが過去の書籍を電子化使用とする場合には依然として煩雑な裁定制度の利用が必要である。この点については一層の円滑化が望まれる。

- (3) 国会図書館における所蔵資料の電子化(複製に係る権利制限(第31条第2項))

この改正により、国立国会図書館においては「図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録」の作成が可能となった。これと併せて平成21年度の補正予算の成立により、国会図書館の蔵書のデジタル化が開始されたことはご存知の方が多いと思う。この改正ではあくまで、「当該原本に代えて公衆の利用に供する」ためであり、電子書籍として国会図書館の外にサービス提供することは想定されていない。この点については2009年10月に日本書籍出版協会と日本文芸家協会が中心となって、電子化されたデータの利用について検討する「日本書籍検索制度提言協議会」を立ち上げており、長尾真国立国会図書館長が「歓迎する」との声明を発表している。

なおこれと並行して国立国会図書館法の一部改正がおこなわれ、同図書館が国、地方公共団体、独立行政法人等のWebサイトをインターネット資料として収集することができるようになった²⁾。これにともない著作権法の第42条の三が設けられ、このような収集においては許諾が不要となっ

た。ただし公開には許諾が必要である。これまで同図書館ではWARPプロジェクトにおいてWebサイトを収集・公開してきたが、その際すべて個別に許諾を得ていた。しかし今後は公的機関については無許諾で収集が可能となったので、大幅に作業が効率化する。

(4) インターネット販売等での美術品等の画像掲載に係る権利制限(第47条の二)

これはネットオークション等で美術品を販売する際、画像がなければ販売が困難なので一定の大きさ・精度の範囲で許諾なしに画像を使用できることとなった。

(5) 情報解析研究のための複製等に係る権利制限(第47条の七)

これは電子化された書籍などから情報を解析するデータ・マイニングや言語解析等の研究のための複製である。同様の利用法はGoogle Book Searchの和解にも含まれており、時代の要請である。

(6) 送信の効率化等のための複製に係る権利制限(第47条の五など)

インターネット・サービス・プロバイダなどかおこなうミラーリング、バックアップ、キャッシングなどの行為による複製が、許諾なしにできるようになった。

(7) 電子計算機利用時に必要な複製に係る権利制限(第47条の八)

コンピュータ等において著作物を利用する場合、その情報処理の過程で発生する複製が許諾なしにできるようになった。

1.2 違法な著作物の流通抑止のための措置

これらには次の項目が含まれる。

(1) 著作権等侵害品の頒布の申出の侵害化(第113条第1項の二)

「頒布の申し出」とはネットオークションなどに出品することを指している。これまでは海賊版のコンテンツを実際に販売したときのみ違法行為に問われたが、今後はまだ販売していなくても、出品しただけで違法となる。

(2) 私的使用目的の複製に係る権利制限規定の範

囲の見直し(第30条第1項の三)

これは通常「海賊版ダウンロード」の違法化として知られている。従来「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用する」ことは「私的使用」とされ、そのために著作物を複製する場合には著作権者の許諾はいらないこととなっている(第30条)。唯一の例外として、複製制限(コピープロテクト)がかかっている著作物であって、このプロテクトをはずして複製することは許されていなかった。今回この例外に「著作権を侵害する自動公衆送信(海賊版)」の「受信(ダウンロード)」が追加された。これについては2007年9月に文化審議会著作権分科会で「違法とすべき」との結論となっていたが、「一般の利用者はあるコンテンツが海賊版かどうか判断できない」し、「ネットの発展を阻害する」としてネット利用者を中心に反対が多く、法制化がのびのびとなっていたものである。今回の改正に際しての付帯決議では、「違法と知らずにダウンロードした利用者に不利益が生じないように留意するとともに、本改正によるインターネット利用への影響について状況把握に努めること。」としている。

1.3 障害者の情報利用の機会の確保のための措置(第37条)

これは障害者のための著作物利用について、権利制限の範囲を拡大するものである。これまでも障害者のためには点字図書の作成は許諾なしに可能であり、さらに録音図書の作成も「点字図書館その他の視覚障害者の福祉増進を目的とする施設」で許諾なしに可能であったが、今回の改正で次の点が拡張された。

(1) 障害者の範囲

「障害の種類を限定せず、視覚や聴覚による表現の認識に障害のある者を対象とする」こととなり、さらにデジタル録音図書の作成、映画や放送番組の字幕の付与、手話翻訳など、障害者が必要とする幅広い方式での複製等が可能となった。

(2) 対象となる施設の拡大

これまでも点字図書の作成は許諾なしに可能で

あり、さらに録音図書の作成も「点字図書館その他の視覚障害者の福祉増進を目的とする施設」で許諾なしに可能であった。しかし一般の公立図書館等で録音図書の作成はできなかったのを、今回の改正で、「視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」が新たに定められ、対象となる施設が拡大された。この中で、「一般社団法人、一般財団法人が設立するもの」を「公益社団法人又は公益財団法人」に限定したことについて、専門図書館協議会としては問題があると考えパブリック・コメントを提出した(これについては、『著作権法施行令の一部を改正する政令案』へのパブリック・コメントの提出について)(専門図書館240号, 2010. 03/25刊行 57ページ)を参照)。

なお、本件の運用については、図書館団体が権利者団体との協力を得ながら、「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」を作成し、公表した(<http://www.jla.or.jp/20100218.html>)。

今回の障害者の情報利用のための改正については著作権者の積極的な協力があつたことを付記しておきたい。

2. 今回の改正と「知的財産推進計画2008」

そもそもこの一連の改正議論の発端となったのは、当時の福田首相の下での知的財産戦略本部が2008年6月にまとめた「知的財産推進計画2008」であった³⁾。この計画では「本編」において、さまざまな分野における知的財産の活用をはかるべき項目があげられているが、著作権に関連するものとして以下のものがある。それぞれについて対応する今回の改正点を、本記事の節・項目番号でカッコに入れて示した。

第1章 知的財産の創造

1.(2) 内外リソースの積極活用のための環境を整備する

①研究開発における情報利用の円滑化に係る法的課題を解決する(1.1(5))

「画像・音声・言語・ウェブ解析技術等の研究

開発」においては「権利者の利益を不当に害さない場合において、必要な範囲での著作物の複製や翻案等を行うことができるよう」な措置を講ずるとある。

第2章 知的財産の保護

Ⅱ.4(1) インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する(1.2(1))

「インターネットオークションへの出品など海賊版の広告行為自体を権利侵害とすることについて検討し、必要に応じ法制度を整備する」とある。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

I.1(2) 新しいビジネス展開に関わる法的課題を解決する

②ネット検索サービス等に係る法的課題を解決する(1.1(1))

「ネット検索サービスが円滑に展開されるよう」法的措置を講ずるとさしている。

③コンテンツ配信に伴うサーバー上の複製行為等に係る法的課題を解決する(1.1(6)、(7))

「コンテンツ配信の通信過程において端末やサーバー等で生じる一時的な蓄積について、通常の通信過程における機器の利用であつて権利者の利益を不当に害しない場合は著作権法上権利を及ぼさない措置を導入」するなど検討するとある。

I.3(1) コンテンツの流通を拡大する法制度や契約ルールを整備する

④利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する

ここでは「i) コンテンツの利用を円滑化」として次の3項目があげられている。

a) 権利者不明のコンテンツの利用を円滑に進めるための対策(1.1(2))

b) 違法複製されたコンテンツからの私的複製の許容範囲の見直し(1.2(2))

c) 障害者による著作物の利用促進のための権利制限規定の整備(1.3)

I.3(4) 国立国会図書館のデジタルアーカイブ化と図書館資料の利用を進める(1.1(3))

「国立国会図書館において行われている貴重な

図書等のデジタル化やインターネット情報資源等を収集保存し、ネット上で一般ユーザーの利用に供する取組について、その促進が図られるよう一層の連携を進める」とある。

このように、「知的財産推進計画2008」の著作権に関する項目は、今回の著作権法の改正において、概ね実現したといえることができる。

3. おわりに

今回の法改正においては、国立国会図書館における蔵書の電子化が可能になったこと、障害者向けのサービスの可能性が広がったことなど全体としては図書館等利用者にとって前向きな改正であったと考えられる。

またこれら改正が主として「知的財産推進計画2008」を下敷きとしたものであることにも注目したい。このように、著作権法の改正は、産業、研究開発、その他の強いニーズを反映しておこなわれるものであるといえることができる。

愛知大学文学部教授
専門図書館協議会著作権委員会委員長
時実 象一（ときざね そういち）

<参考文献>

- 1) 文化庁. 平成21年通常国会 著作権法改正等について.
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21_houkaisei.html (閲覧 2010/2/7).
- 2) 文化庁. 「国立国会図書館法の一部を改正する法律」に伴う著作権法改正について.
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/kokkai_toshokan.html (閲覧 2010/2/7).
- 3) 知的財産戦略本部. 知的財産推進計画2008—世界を睨んだ知財戦略の強化—. 2008/6/18.
<http://www.ipr.go.jp/sokuhou/2008keikaku.pdf> (閲覧 2010/2/7).